

重度心身障がい者

医療費助成制度について

医療費助成制度って？

心身に重度の障がいを持つ方が安心して暮らせるよう、医療機関の窓口で支払う自己負担額の一部を町で助成する制度のことです。

どういう人が対象？

- 身体障害者手帳 1 級、2 級及び 3 級（内部疾患）をお持ちの方
- 療育手帳（A 判定）をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方（通院のみ）

【所得制限】 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に準じる

扶養人数	所得制限
0 人	6,287,000 円
1 人	6,536,000 円
2 人	6,749,000 円
3 人	6,962,000 円

※扶養人数 1 名につき所得 213,000 円が加算されます。

医療費の助成方法は？

受給者証を医療機関窓口提示することで、治療にかかった費用の一部負担金分のみを支払いで済みます【現物給付】

※子ども医療費助成と併用している場合、こちらの制度を適用してから子ども医療費の助成がされますので、必ず子ども医療助成受給者証と一緒に提示してください。

申請はどこですの？

【申請場所】 役場 1 F 保健福祉課 国保医療係

【必要なもの】

- 印鑑（シャチハタ以外のもの）
- 健康保険証
- 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

【お問合せ先】 〒098-5792 枝幸郡浜頓別町中央南 1 番地

浜頓別町役場 保健福祉課 国保医療係（電話）01634-2-2551

一部負担金って？

一部負担金とは、医療費助成制度を使用した際に、健康保険自己負担額から助成分を差し引いたものです。重度心身障がい者医療費助成制度を使用している場合に一部負担金が発生しますが、中学生以下の対象者の方は、子ども医療費助成制度を併用することで、一部負担金も助成することができます。

一部負担金ってどのくらい？

初診料が発生しない診療の場合は、全額助成されますので自己負担はありません！

3歳未満または非課税世帯の対象者の場合

一部負担金は初診時のみ発生（初診時以外では発生しない）
（初診時一部負担金 … 医科：580円 歯科：510円 柔道整復：270円）

【3歳未満（0歳～3歳に到達した月の末日）】及び
【3～6歳（就学前児童）の非課税世帯】

保険給付【8割】	自己負担額【2割】	
	助成 【自己負担額 - 初診料】	一部負担 【初診料】

【小学生以上の非課税世帯】

保険給付【7割】	自己負担額【3割】	
	助成 【自己負担額 - 初診料】	一部負担 【初診料】

3歳以上かつ課税世帯の対象者の場合

一部負担金は総医療費の1割分

【3～6歳（就学前児童）】

保険給付【8割】	自己負担額【2割】	
	助成 【1割】	一部負担 【1割】

【小学生～】

保険給付【7割】	自己負担額【3割】	
	助成 【2割】	一部負担 【1割】